

「地域安全の日」実施要領

第1 趣旨

県民の防犯意識、連帯意識の高揚を図り、安全で住みよい地域社会を実現するため、県民による自主防犯活動が推進されるよう「地域安全の日」を設定して、犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）による被害の未然防止に努める。

第2 期日

「地域安全の日」は毎月20日とし、県下一斉に実施する。

第3 推進機関

「地域安全の日」は、関係機関、各地区防犯自治会及び各種職域防犯連絡協議会等が警察と連携して実施する。

第4 推進事項

「地域安全の日」には、県民すべてが犯罪に遭いにくい安全なまちづくりについて考え、犯罪等による被害を未然に防止する自主安全活動を啓発するため、次のことを推進する。

- (1) 地域安全情報の提供と防犯意識の高揚方策
- (2) 家庭、地域、学校、職域などにおける犯罪等の未然防止対策
- (3) 防犯機器、防犯灯等の防犯施設の整備充実をはじめとする犯罪等の未然防止環境設計対策
- (4) 犯罪等の未然防止活動を行うボランティア組織等の結成及び活動の促進
- (5) その他犯罪等の未然防止活動に必要な事項

第5 広報活動

各防犯自治会発行の地域安全ニュース、交番・駐在所が発行するミニ広報紙や地域の有線放送、ケーブルテレビ、市町発行の広報紙等の広報媒体を有効に活用して、地域住民に対する「地域安全の日」の周知徹底を図る。

第6 行事

「地域安全の日」には、地域や職域ごとに次の行事を実施して犯罪等による被害の未然防止を図るとともに、自主安全活動が年間を通じて継続されるよう努める。

- (1) 防犯懇談会、防犯教室など各種犯罪等防止集会の開催

- (2) 防犯灯、防犯カメラ、非常通報装置等の犯罪等未然防止機器・設備の点検、整備活動の実施
- (3) 犯罪等の発生を想定した各種防犯模擬訓練の実施
- (4) 犯罪等の発生実態に応じた自主安全パトロールの実施
- (5) その他被害防止のための自主安全活動の実施